

# 令和5年度みえライフイノベーションシンポジウム企画・運営業務委託仕様書

## 1 事業の目的

ヘルスケア産業の動向に関する講演、企業等による取組事例の紹介や県内企業・研究機関による製品・サービス等の展示を内容とするシンポジウムの開催を通じて、施策の普及や産学官民金の連携機会とすることにより、ヘルスケア分野への企業の参入や関係機関の参画を促進し、ヘルスケア産業振興やライフイノベーションの推進につなげることをめざす。

## 2 委託事業の内容

(1) 委託事業名 令和5年度ライフイノベーションシンポジウム企画・運営業務

(2) 委託期間 契約の日から令和5年10月6日（金）まで

(3) 業務内容

- ① 事業目的の達成に向けて、アからウまでの内容で構成されるシンポジウムを県内で1回開催（令和5年9月中旬までに開催することを想定）し、その企画・運営を行うこと。なお、シンポジウムは対面での開催を想定しているが、新型コロナウイルス感染症の状況等をふまえ、県と協議のうえ、ハイブリッドでの開催を行うことも可とする。
  - ア ヘルスケア産業の動向に関する講演の企画・運営
    - ・講演テーマの設定、講師の手配、講師との連絡調整を行うこと。なお、講演のテーマや講師の候補は受託者から提案することとし、県と協議のうえ、決定するものとする。
    - ・講師に謝金や旅費を支払う場合は、委託費の中から支出すること。
  - イ ヘルスケア分野における企業等の取組事例発表の企画・運営
    - ・事例発表者の手配（3者程度を目安）、事例発表者との連絡調整を行うこと。なお事例発表者の候補は受託者から提案することとし、県と協議のうえ、決定するものとする。
    - ・事例発表者に謝金や旅費を支払う場合は、委託費の中から支出すること。
  - ウ ヘルスケア関連の企業、研究機関等の製品・技術・研究に関する展示会の企画・運営
    - ・出展者の手配（10者以上）、出展者との連絡調整を行うこと。なお、出展者の候補は受託者から提案することとし、県と協議のうえ、決定するものとする。
    - ・来場者や出展者、出展者同士での意見交換が行われるような企画・運営とすること。
    - ・机、椅子、パネルなど展示会に必要な機材や備品は受託者で手配し、その費用については委託費の中から支出すること。
- ② シンポジウムのプログラム、展示者紹介等の来場者用配布資料、会場レイアウト、タイムテーブル、運営マニュアル、進行台本等を作成すること。なお、シンポジウムの司会進行については受託者で行うこととし、外部の司会者を手配し、費用を支払う場合は、委託費の中から支出すること。
- ③ ヘルスケア分野に関心のある企業、研究機関等を対象に100名程度の参加を目標として、県と連携のうえ、チラシの作成、周知・広報を行うこと。

- ④ シンポジウムの開催日時の設定及び会場の手配、プログラムの作成にあたっては、あらかじめ三重県と協議を行うこと。
- ⑤ シンポジウムの会場の設営・撤収を行うこと。なお、運営に必要な機材や消耗品等は、受託者が手配し、その費用については委託費の中から支出すること。
- ⑥ 参加者及び展示会出展者へのアンケートを実施すること。なお、アンケートの内容や実施方法は、事前に県と協議のうえ決定すること。
- ⑦ 開催結果（静止画像とテキスト）を三重県ホームページ等に掲載するため、受託者は、講師、事例発表者、出展者に係る肖像権等の問題が生じないよう権利処理等の調整を行うこと。

#### (4) 委託業務にかかる経費

- ① ヘルスケア産業の動向に関する講演の企画・運営に必要な経費
- ② ヘルスケア分野における企業等の取組事例発表の企画・運営に必要な経費
- ③ ヘルスケア関連の企業、研究機関等の製品・技術・研究に関する展示会の企画・運営に必要な経費
- ④ その他企画、準備、開催、報告等の実施に必要な経費

### 3 委託業務に関する成果品の提出

- (1) 報告書 2部（ワード又はエクセル、パワーポイントで作成したもの）
- (2) 報告書等電子データ 1式（報告書、報告書概要版及び各種資料、議事録等の電子データを納品すること）
- (3) 成果品の提出期限  
成果品は、委託業務の完了の日から起算して10日以内、又は契約終了日のいずれか早い日までに納品すること。

### 4 個人情報の保護

本事業による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則があるため留意すること。

### 5 特記事項

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 委託者に報告すること。
  - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じることとする。

## 6 その他

事業の実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や業務詳細については、県と協議して実施するものとする。